

令和8年4月
昭和信用金庫

「Bank Pay 取引規定」改正のお知らせ

平素は、格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、当金庫では「Bank Pay 取引規定」について、令和8年5月11日付で下記のとおり改正いたします。

なお、改正後の「Bank Pay 取引規定」は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改正する規定

「Bank Pay 取引規定」

2. 改正日

令和8年5月11日（月）

3. 主な改正内容

- ・ ことら送金における寄付を目的とした「特定用途送金」の追加
- ・ Bank Pay を利用した貸金返済のニーズに対応するため「収納委託方式」の枠組みによる返済スキームの追加

以 上

「Bank Pay 取引規定」(新旧対照表)

新	旧
Bank Pay 取引規定	Bank Pay 取引規定
<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。 ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</p> <p>(4) 前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>	<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>(4) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>
<p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当金庫が提供する少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定めに優先して適用されるものとします。</p>	<p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当金庫が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。</p>

26. (特定用途送金に関する留意事項)

- (1) 特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と登録預金口座との間で行う送金サービス（対象取引に係る送金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします）を指します。
- (2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ（「ことら送金」利用者はこちら > 使い方 > ことら送金）を確認してください。

第3章 その他

27. (譲渡・質入れの禁止)

この規定に基づく当金庫のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはありません。

28. (規定の変更)

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以上

(2026年5月11日現在)

第3章 その他

26. (譲渡・質入れの禁止)

この規定に基づく当金庫のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはありません。

27. (規定の変更)

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以上

(2024年2月1日現在)

※ 第2章の規定は2024年2月21日より適用